

○犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例

昭和44年3月29日条例第13号

改正

昭和46年3月22日条例第12号

平成5年3月30日条例第15号

平成20年3月28日条例第19号

平成24年3月30日条例第7号

令和8年3月27日条例第19号

犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が交通災害及び犯罪により死亡又は傷害(以下「災害」という。)を受けた者の応急的援護を行うため、交通災害及び犯罪被害の見舞金制度を設け、もって市民生活の安定及び福祉の増進に寄与するとともに交通安全及び防犯思想の高揚を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 交通災害及び犯罪被害見舞金(以下「見舞金」という。)は、次に掲げる要件を備える者(以下「被害者」という。)又はその遺族に支給する。

(1) 災害を受けた時、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 交通災害にあつては、道路(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)上における車両(同項第8号に規定する車両をいう。)の運行によって災害を受けたこと。ただし、同項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車の搭乗者を除く。

(欠格)

第3条 見舞金は、被害者が故意、重大な過失又は自己の故意の犯罪行為により災害を受けたときは支給しない。

(見舞金の種類及び額)

第4条 見舞金の種類及び額は、災害の区分に応じ、別表に定めるところによる。

(支給の方法)

第5条 見舞金は、被害者又はその遺族の請求により支給する。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 見舞金を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(見舞金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、その見舞金の全額又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月22日条例第12号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月30日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の犬山市民交通災害見舞金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月28日条例第19号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第7号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (令和8年3月27日条例第19号)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発生した災害（犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例第 1 条に規定する災害をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

別表（第 4 条関係）

種類	災害の区分	金額
死亡見舞金	即死及び災害発生後 7 日以内の当該災害による死亡	300,000 円
傷害見舞金	医師の診断により 30 日以上入院治療を要した傷害及び災害発生後 7 日を経過した後の当該災害による死亡	100,000 円